

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5602359号  
(P5602359)

(45) 発行日 平成26年10月8日(2014.10.8)

(24) 登録日 平成26年8月29日(2014.8.29)

(51) Int.Cl. F 1  
**B 4 2 D 11/00 (2006.01)** B 4 2 D 11/00 E

請求項の数 1 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2008-296291 (P2008-296291)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成20年11月20日(2008.11.20)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2010-120277 (P2010-120277A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成22年6月3日(2010.6.3)	(74) 代理人	100122529
審査請求日	平成23年9月20日(2011.9.20)		弁理士 藤栴 裕実
審判番号	不服2013-18742 (P2013-18742/J1)	(72) 発明者	森田 進
審判請求日	平成25年9月27日(2013.9.27)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
		(72) 発明者	大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	佐藤 潤
			東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
			大日本印刷株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 配送用ラベル伝票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

捺印適性と筆記適性とプリンタ印字適性とを有する上基材と下基材の2枚の基材が貼り合わされてなり、ミシン目が設けられていない配送用ラベル伝票であって、前記上基材の一部に、一角部に斜辺が形成されている略四角形状の第1の切り込みが形成され、更に該上基材の一方の端辺に沿って第2の切り込みが形成され、前記下基材には、前記第1の切り込みと重なる部分の領域を含み、該領域よりも四周方向に広い略四角形状で囲む部分に第3の切り込みが形成され、前記上基材の下面には、前記第1の切り込みで囲われている領域に接着後に剥離可能な擬似接着構造部が設けられ、更に、前記第3の切り込みで囲われている領域を除く領域であって、前記第2の切り込みよりも内側となる領域に粘着剤層が設けられ、前記下基材の表面には、絵柄印刷が施された印刷層が設けられ、更に、前記下基材の上側には、前記上基材の下面に設けられた擬似接着構造部と重なる領域に接着剤層が設けられ、また前記上基材の下面に設けられた粘着剤層と重なる領域に離型剤層が設けられており、前記上基材に形成された第2の切り込みの外周側の部分と、前記上基材に形成された第1の切り込みと前記下基材に形成された第3の切り込みとの間の部分とにおいて、前記上基材の下側と前記下基材の上側とが接着剤で接着され、前記下基材に形成された第3の切り込みの内、前記上基材の第1の切り込みの前記斜辺を形成する切り欠き部と重なる一角部分には、前記上基材の切り欠き部の前記斜辺と平行で

10

20

ある切り込みが他の交わる2辺にまで切り込まれていることを特徴とする配送用ラベル伝票。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、配送品を配送処理する際に、配送品に貼付させた状態で配送し、その配送品を受取人に渡す際に受取を証明するための受領票を配送品から取り外すことができる配送用ラベル伝票に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、印刷コンバーティング技術やIT化の進歩にともない、宅配事業などに用いられている伝票においては、いわゆる1パート式の配送伝票の需要がますます増加している。(例えば、特許文献1～4参照)

この1パート式の配送伝票としては、大別すると2層式と3層式の2種に分けられる。

【0003】

まず、2層式の配送伝票は、貼付票部分の裏面に粘着剤を塗布し、受領票部分には粘着剤を塗布しない上紙と、全面に離型剤を塗布した下紙の2種の紙を貼り合わせたものが一般的であり、下紙を剥離して荷物に対して部分的に貼付する方法が取られている。

この方法でのメリットとしては、使用する材料が少ないためにコストが安く、配送伝票の全体の厚みを薄くできるために、プリンタカセットに一度に多くの伝票が入れられると

いったことが挙げられる。また、デメリットとしては、受領票を剥離するためのマシン部分が設けてあることから、マシン部分からカットしながら剥離する必要があり、丁寧に切り取り剥離させないと受領票自体が破れてしまうというという事故が生じる危険性がある。

更に、配送品に貼付させていない受領票が、配送中に別の配送品に引っかかるなどして、剥がれ落ちてしまう事故が生じる危険性もある。

【0004】

また、3層式の配送伝票は、上紙とタック紙を貼り合せて製造されるため、配送品に対して全面を貼付させられるので、配送中に剥がれ落ちるといった危険性が少ないが、使用する材料が多いのでコスト高となり、更に、配送伝票の全体の厚みが2層式の配送伝票に比べて厚くなり、プリンタカセットに一度に多くの伝票を入れられないという不便や、プリンタの搬送適性やトナーの定着性が悪いといった問題がある。

また、3層式の配送伝票は、タック紙を裁断して製造するため、粘着剤が製品端面まで塗布されており、プリンタ内部に粘着剤が付着しやすく、印字カスレ、汚れや搬送不良の原因となり問題もあった。

【0005】

【特許文献1】特開2001-121844号公報

【特許文献2】特開2002-67547号公報

【特許文献3】特開2002-331778号公報

【特許文献4】特開2005-132011号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

そこで、本発明は、使用する材料を少なくしてコストを抑えることができ、また、受領票を剥離するためのマシン部分を設けることなく受領票の剥離を行なうことができるようにして、受領票を分離する際に受領票が破れてしまうことを防止し、更に、プリンタカセットに一度に多くの伝票が入れられるように、配送伝票の全体の厚みを薄くした配送用ラベル伝票を提供する。

10

20

30

40

50

## 【課題を解決するための手段】

## 【0007】

本発明の配送用ラベル伝票は、捺印適性と筆記適性とプリンタ印字適性とを有する上基材と下基材の2枚の基材が貼り合わされてなり、ミシン目が設けられていない配送用ラベル伝票であって、前記上基材の一部に、一角部に斜辺が形成されている略四角形状の第1の切り込みが形成され、更に該上基材の一方の端辺に沿って第2の切り込みが形成され、前記下基材には、前記第1の切り込みと重なる部分の領域を含み、該領域よりも四周方向に広い略四角形状で囲む部分に第3の切り込みが形成され、前記上基材の下面には、前記第1の切り込みで囲われている領域に接着後に剥離可能な擬似接着構造部が設けられ、更に、前記第3の切り込みで囲われている領域を除く領域であって、前記第2の切り込みよりも内側となる領域に粘着剤層が設けられ、前記下基材の表面には、絵柄印刷が施された印刷層が設けられ、更に、前記下基材の上側には、前記上基材の下面に設けられた擬似接着構造部と重なる領域に粘着剤層が設けられ、また前記上基材の下面に設けられた粘着剤層と重なる領域に離型剤層が設けられており、前記上基材に形成された第2の切り込みの外周側の部分と、前記上基材に形成された第1の切り込みと前記下基材に形成された第3の切り込みとの間の部分とにおいて、前記上基材の下側と前記下基材の上側とが接着剤で接着され、前記下基材に形成された第3の切り込みの内、前記上基材の第1の切り込みの前記斜辺を形成する切り欠き部と重なる一角部分には、前記上基材の切り欠き部の前記斜辺と平行である切り込みが他の交わる2辺にまで切り込まれていることを特徴とする。

10

20

## 【発明の効果】

## 【0010】

したがって、本発明の配送用ラベル伝票は、上基材と下基材の2枚の基材が貼り合わされ、上基材の一部を受領票として剥離可能な構成としてあるので、使用する材料を少なくしてコストを抑えることができ、また、受領票を剥離するためのミシン部分を設けることなく受領票の剥離を行なうことができ、受領票を分離する際に受領票が破れてしまうことを防止でき、更に、プリンタカセットに一度に多くの伝票が入れられるという効果がある。

## 【発明を実施するための最良の形態】

## 【0011】

以下、本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票を図面に基づいて詳細に説明する。図1は、本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の平面図、図2は、図1のA-A線断面図、図3は、本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の2枚の基材を分離させた状態を示す平面図、図4及図5は、本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の使用方法を説明するための断面図である。

30

図1乃至図3に示すように、本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票1は、捺印適性と筆記適性とプリンタ印字適性とを有する上基材2と下基材3の2枚の基材が貼り合わされた構成を有している。

配送用ラベル伝票1を構成する上基材2の内側の一部には、略四角形状を有する第1の切り込み4が形成されている。

40

## 【0012】

そして、上基材2に形成された略四角形状を有する第1の切り込み4の内側の領域は、受領票5となっており、この受領票5の表面には、配送用ラベル伝票1を貼付して配送した際に、その配送品の受取人が受取サインを記入する受取人サイン欄6や捺印部7などが設けられている。

また、上基材2において、略四角形状を有する第1の切り込み4の外側の領域は、配送品に貼付させるための貼付票8となっている。

この貼付票8の表面には、配送品のお届け先、ご依頼主、品名などを記入するための記入欄9が設けられている。

50

更に、配送用ラベル伝票 1 を構成する上基材 2 には、左端辺に沿って第 2 の切り込み 10 が形成されている。

【0013】

次に、配送用ラベル伝票 1 を構成する下基材 3 には、上基材 2 に形成された第 1 の切り込み 4 と重なる部分の領域を含み、該領域よりも四周方向に広い略四角形状で囲む部分に第 3 の切り込み 11 が形成されている。

つまり、上基材 2 に形成された第 1 の切り込み 4 の略四角形状よりも一回り大きな略四角形状で、第 3 の切り込み 11 が形成されている。

したがって、上基材 2 と下基材 3 とが重なり合わされている状態にある場合に、第 3 の切り込み 11 の略四角形状の内側位置に、第 1 の切り込み 4 で形成された略四角形状の部分が位置する状態となっている。

10

【0014】

また、上基材 2 の下面には、第 1 の切り込み 4 で囲われている領域に、接着後に剥離可能な擬似接着構造部が設けられている。

この擬似接着構造部としては、上基材 2 の第 1 の切り込み 4 で囲われている領域の部分と、下基材 3 とが通常は接着状態となっているものの、上基材 2 の第 1 の切り込み 4 で囲われている領域の部分を捲り上げることで剥離可能な構成を有する構造であれば、公知技術のうち、どのような技術を採用してもよい。

尚、本実施形態では、上基材 2 の第 1 の切り込み 4 で囲われている領域の部分の裏面に離型剤層 12 が設けられ、また、下基材 3 の上側には、その離型剤層 12 と重なり合う領域に接着剤層 13 が設けられている。

20

【0015】

また、図 2 に示すように、接着剤層 13 は、上基材 2 の略四角形状の第 1 の切り込み 4 の部分と、下基材 3 の略四角形状の第 3 の切り込み 11 との間の領域部分にも設けられており、その領域において接着剤層 13 により強接着されている。

更に、下基材 3 の第 3 の切り込み 11 の略四角形状と重なる領域を除く外側領域であって、上基材 2 の第 2 の切り込み 10 よりも内側となる領域であって、上基材 2 の裏面には粘着剤層 14 が設けられている。

【0016】

また、下基材 3 の上側には、上基材 2 の下面に設けられた粘着剤層 14 と重なる領域に離型剤層 15 が設けられている。

30

更に、上基材 2 の第 2 の切り込み 10 よりも外側となる領域であって、上基材 2 の裏面には接着剤層 16 が設けられており、上基材 2 の下側と下基材 3 の上側とが強接着状態になっている。

下基材 3 の表面には、絵柄印刷が施された印刷層 17 が設けられている。

【0017】

また、配送用ラベル伝票 1 は、図 3 に示すように、上基材 2 において、第 1 の切り込み 4 で形成された略四角形状の一角部分に、略直角三角形形状の切り欠き部 18 が設けられている。

更に、配送用ラベル伝票 1 は、下基材 3 に形成された第 3 の切り込み 11 の内、切り欠き部 18 と重なる一角部分には、切り欠き部 18 の略直角三角形形状の斜辺と平行であって、他の交わる 2 辺まで切り込まれて形成されている。

40

【0018】

次に、配送用ラベル伝票 1 の使用方法を、図 4 及び図 5 に基づいて説明する。

まず、配送用ラベル伝票 1 の使用者は、図 1 に示す状態で、配送用ラベル伝票 1 の上基材 2 の表面に必要事項を記入する。

次に、図 4 に示すように、上基材 2 に形成されている第 2 の切り込み 10 と、下基材 3 に形成された第 3 の切り込み 11 とから、上基材 2 の下側に重ねられている下基材 3 の一部分を剥離させて分離する。

50

この状態となることで、上基材 2 の下面に設けられた粘着剤層 1 4 が表面化されて、粘着剤層 1 4 により配送品 1 9 の所定部分に貼付できる。

図 5 には、配送品 1 9 に対して、粘着剤層 1 4 により上基材 2 を貼り付けた状態が示されている。

【 0 0 1 9 】

そして、図 5 に示す状態で配送品 1 9 に上基材 2 が貼り付けられて配送される。

次に、その配送品 1 9 を受取者に届けた際に、上基材 2 の第 1 の切り込み 4 で囲われている領域の受領票 5 を第 1 の切り込み 4 の角に設けられている切り欠き部から指で捲り上げることで、擬似接着構造部を含む接着剤層 1 3 から剥離させる。

そして、受取人から、受領票 5 の表面にある受取人サイン欄 6 や捺印部 7 にサインや捺印をもらうことで配送者の控えとする。

10

【 0 0 2 0 】

上記のように、本発明の配送用ラベル伝票 1 は、上基材と下基材の 2 枚の基材が貼り合わされて構成してあるので、伝票全体の厚みを薄くすることができるので、プリンタカセットに一度に多くの伝票が入れられる。

また、受領票を剥離するためのミシン部分を設けていないので、受領票を分離させる際に受領票を破いてしまうこともない。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 1 】

20

【 図 1 】本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の平面図である。

【 図 2 】図 1 の A - A 線断面図である。

【 図 3 】本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の 2 枚の基材を分離させた状態を示す平面図である。

【 図 4 】本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の使用方を説明するための断面図である。

【 図 5 】本発明の実施形態に係る配送用ラベル伝票の使用方を説明するための断

【 符号の説明 】

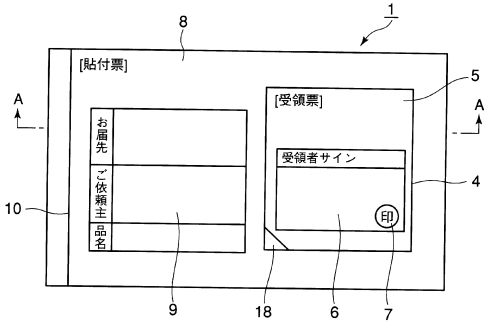
【 0 0 2 2 】

- 1 配送用ラベル伝票
- 2 上基材
- 3 下基材
- 4 第 1 の切り込み
- 5 受領票
- 6 受取人サイン欄
- 7 捺印部
- 8 貼付票
- 9 記入欄
- 1 0 第 2 の切り込み
- 1 1 第 3 の切り込み
- 1 2 , 1 5 離型剤層
- 1 3 , 1 6 接着剤層
- 1 4 粘着剤層
- 1 7 印刷層
- 1 8 切り欠き部
- 1 9 配送品

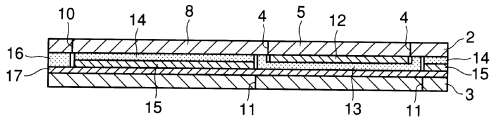
30

40

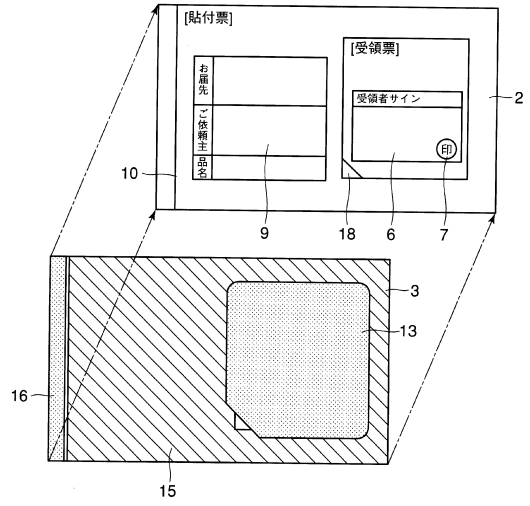
【図1】



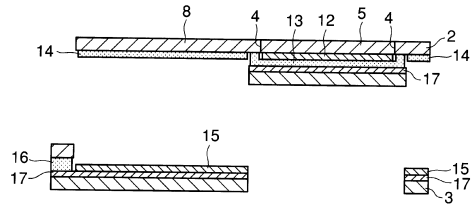
【図2】



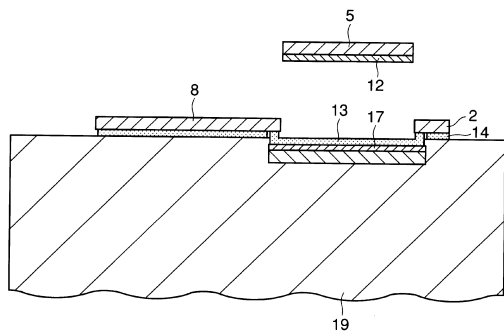
【図3】



【図4】



【図5】



---

フロントページの続き

合議体

審判長 黒瀬 雅一

審判官 藤本 義仁

審判官 江成 克己

- (56)参考文献 特開2008-105243(JP,A)  
登録実用新案第3144356(JP,U)  
特開2008-265128(JP,A)  
特開2007-144855(JP,A)  
特開2005-131874(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 1/00-19/00